

入札制度

予定価格

◇土木一式工事、電気工事、管工事及び水道施設工事

条件付一般競争入札		6000万円	
指名競争入札		4000万円	以上※
	簡易型条件付一般競争入札	1500万円	未満 (土木：Bクラスの下限相当額、その他：Aクラスの下限相当額)
		130万円	(地方自治法施行令第167条の2 1①、延岡市契約規則第19条①)
随意契約			

◇建築一式工事

条件付一般競争入札		8000万円	以上※
指名競争入札			未満
	簡易型条件付一般競争入札	1500万円	(Bクラスの下限相当額)
		130万円	(地方自治法施行令第167条の2 1①、延岡市契約規則第19条①)
随意契約			

◇舗装工事

条件付一般競争入札		6000万円	
指名競争入札		4000万円	以上※
	簡易型条件付一般競争入札	1200万円	未満 (Aクラスの下限相当額)
		130万円	(地方自治法施行令第167条の2 1①、延岡市契約規則第19条①)
随意契約			

※ 建設業法の規定により工事現場に専任の技術者の配置が必要となる請負金額

○建設業法

<p>(主任技術者及び監理技術者の設置等)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。ただし、監理技術者にあつては、発注者から直接当該建設工事を請け負った特定建設業者が、当該監理技術者の行うべき第二十六条の四第一項に規定する職務を補佐する者として、当該建設工事に関し第十五条第二号イ、ロ又はハに該当する者に準ずる者として政令で定める者を当該工事現場に専任で置くときは、この限りでない。</p> <p>4から6 (略)</p>

○建設業法施行令

<p>(専任の主任技術者又は監理技術者を必要とする建設工事)</p> <p>第27条 法第二十六条第三項の政令で定める重要な建設工事は、次の各号のいずれかに該当する建設工事で工事一件の請負代金の額が四千万円(当該建設工事が建築一式工事である場合にあつては、八千万円)以上のものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--